

## 規 則

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則二二―一三六

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録に関する規則（埼玉県人事委員会規則二二―七）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号中「埼玉県人事委員会委員長」を「(宛先) 埼玉県人事委員会委員長」に改め、「規」及び「圓」を削る。

様式第4号中「埼玉県人事委員会委員長」を「(宛先) 埼玉県人事委員会委員長」に改め、「規」を削り、「及び氏名」を「及び氏名(田署)」に改め、「圓」を削る。

様式第5号及び様式第6号中「埼玉県人事委員会委員長」を「(宛先) 埼玉県人事委員会委員長」に改め、「規」及び「圓」を削る。

### 附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。